

## 「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No. 6 - 1 (優先度 C1)	
検討課題	傍聴者に対する必要な措置
議会基本条例の条文	<p>(傍聴)</p> <p>第12条 議会は、本会議及び委員会を開くときは、傍聴者が審議、審査及び調査の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、議会は、区民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
具体的な運用方法等	<p>1 ハード面における措置について</p> <p>現在、本会議場及び委員会室に磁気ループシステムを設置しているほか、本会議場には車いす利用者専用スペースを設け、委員会室には傍聴者用モニターを設置するなど、傍聴者に対する必要な措置を講じているところであるが、これらに加え、照度を落としている本会議場の照明について、節電の観点を考慮しつつ、傍聴環境の改善を図ることとする。</p> <p>なお、次の3点については、今後の課題として、適宜、議会内の然るべき場において検討していくものとする。</p> <p>(1) 本会議場の傍聴席は狭く、階段も急になっていることから、現在庶務担当課長等が傍聴しているスペースも活用して、バリアフリー化を検討する。</p> <p>(2) 子連れでも傍聴ができるように、臨時託児室の設置やライブ映像を見ることが出来る別室の用意を検討する。</p> <p>(3) 本会議での発言を音声認識システムにより文字化し、タブレットに表示するなど、情報機器を活用した傍聴支援の強化を検討する。</p> <p>2 ソフト面における措置について</p> <p>現在、本会議場及び委員会室において手話通訳者の配置を行うなど、傍聴者に対する必要な措置を講じており、当面は現状のとおり運用していく。</p> <p>なお、次の意見については、それぞれ適切な場で検討するものとする。</p> <p>(1) 傍聴者だけでなく、議会全体のことにに関するアンケートを恒常的に実施してはどうか。</p> <p style="padding-left: 20px;">検討課題 20 「多様な意見聴取の方法」の中で検討する。</p> <p>(2) 映像配信について、聴覚に障害がある人に対する配慮の検討をしてはどうか。</p> <p style="padding-left: 20px;">広報委員会において検討する。</p> <p>3 各種資料提供について</p> <p>委員会傍聴における利便性の向上のため、区議会ホームページへの掲載資料について、議案及び議案に係る委員会資料(概要及び新旧対照表)に加え、理事者からの報告事項に係る資料を追加して掲載する。ただし、次の資料については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外注資料などのためデータが存在しないもの</li> <li>・データ容量が大きく、ホームページに掲載できないもの</li> <li>・有償刊行物など、ホームページへの掲載になじまないもの</li> </ul>
その他	